

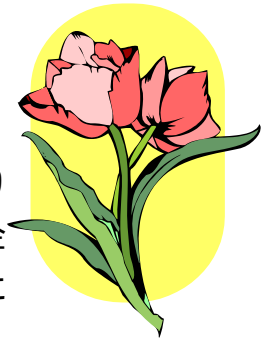
ハイライト:

- ・平成22年度法人税制改正のポイントを解説します
- ・協会けんぽの健康保険料率が変更になります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
平成22年度税制改正 に関して	1
協会けんぽの健康保険 の保険料率・介護保険 料率の変更について	2

桜の開花が待ち遠しい春へと季節が変わろうとしております。第41号では、平成22年度税制改正のうち中小企業に関する改正のポイント及び健康保険料率等の変更について解説を行いました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネーター 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成22年度税制改正に関して

一人オーナー会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度を廃止 (^_^)

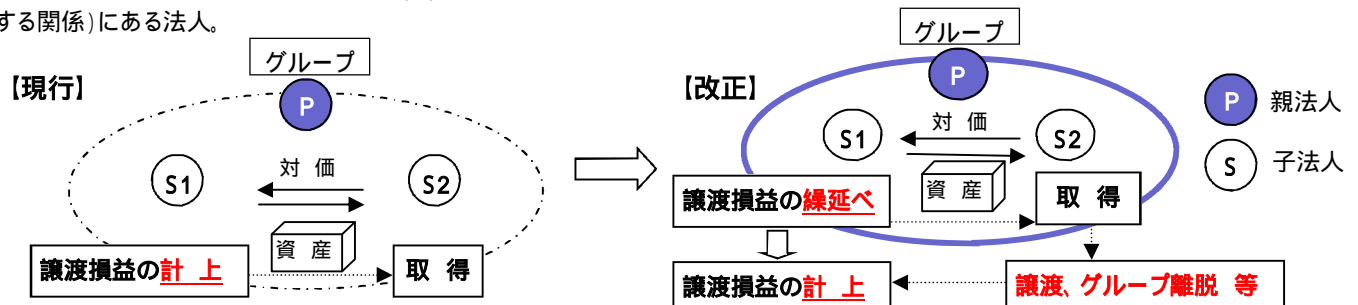
一人オーナー会社(特殊支配同族会社)における業務主宰役員給与のうち給与所得控除分を法人段階で損金不算入とする制度は平成22年4月1日以後に終了する事業年度から廃止されます。なお、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置は平成23年度税制改正において講じられる予定です。

グループ法人税制の整備 - すべての企業グループに強制適用

企業グループの一体的運営が増加している中、課税の公平性確保等の観点から以下の整備が行われます。連結納税制度を採用する法人以外の100%支配関係のグループ法人すべてが対象となります。適用は原則的には平成22年10月1日以後ですが、一部の制度については平成22年4月1日以後に開始する事業年度からとなっています。

(1)100%グループ内の法人(注)間の譲渡取引の損益の繰延べ

資産のグループ内取引により生ずる譲渡損益については、その資産がグループ外に移転する等の時まで、計上が繰り延べられます。(注)100%グループ内の法人:完全支配関係(原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係)にある法人。



(注) 棚卸資産、帳簿価額1,000万円未満の資産等は対象外

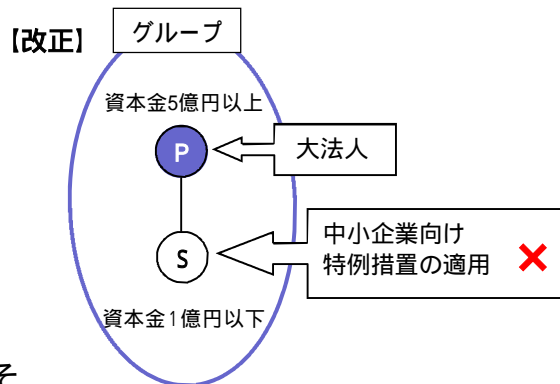
(2) 大法人(注)の100%子法人に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し

大法人の100%子法人については、中小企業向け特例措置(資本金の額が1億円以下の法人に係る以下の制度)については、不適用となります。

(注) 大法人: 資本金が5億円以上の法人

(中小企業向け特例措置)

軽減税率
 特定同族会社の特別税率の不適用
 貸倒引当金の法定繰入率
 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
 欠損金の繰戻しによる還付制度



なお、図のPには、法人のみならず個人も該当しますので個人で複数の会社の100%オーナーとなっている場合には、その全てのグループ会社に影響があるため注意が必要です。

ホームページもご覧ください
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



協会けんぽの健康保険の保険料率・介護保険料率の変更について

健康保険料の料率変更(>_<)

健康保険料の料率が、平成22年3月分(4月支給の給料控除分)から変更となります。保険料率は都道府県単位ごとに異なりますので、左表をご覧ください。

【各都道府県ごとの保険料率】
 (事業主負担分+被保険者負担分)

都道府県	介護保険第2被保険者	
	一般保険料率 (%)	一般保険料 + 介護保険料
北海道	9.42	10.92
佐賀	9.41	10.91
香川、福岡	9.4	10.9
徳島	9.39	10.89
大阪、岡山、高知、大分	9.38	10.88
秋田、和歌山、広島、山口、長崎、熊本	9.37	10.87
石川、兵庫、鹿児島	9.36	10.86
青森、奈良、島根	9.35	10.85
宮城、福井、岐阜、三重、鳥取、愛媛、宮崎	9.34	10.84
福島、神奈川、愛知、滋賀、京都、沖縄	9.33	10.83
岩手、栃木、東京	9.32	10.82
群馬、千葉、富山、山梨	9.31	10.81
山形、茨城、埼玉、静岡	9.3	10.8
新潟	9.29	10.79
長野	9.26	10.76

介護保険料の料率変更(>_<)

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、さらに全国一律の介護保険料率(現行1.19%から1.50%に変更)が加わります。平成22年3月分(4月支給の給料控除分)から変更となります。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

健康保険組合に加入されている場合には、各組合へご確認ください。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。